

一般用医薬品・要指導医薬品の薬局における販売てびき
～適正な臨床評価と販売後のフォローを含めて～
資材作成のご連絡

公益社団法人 熊本県薬剤師会会長 富永 孝治

世界保健機関（WHO）ではセルフメディケーションを『自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること』と定義しています。

近年、薬機法改正に伴い、医薬品の販売区分及び販売方法の見直しが行われ、PPIをはじめとする要指導医薬品の承認が相次いでいます。緊急避妊薬についても、多くの薬局の協力のもと薬局での販売についての調査・研究が進められ、要指導医薬品として承認されました。加えて、令和7年薬機法改正に係る関連規定の施行日（令和8年5月1日）からは、特定要指導医薬品として販売を開始できることとなりました。

このような状況の中、薬局において一般用医薬品および要指導医薬品を安全に販売するためには、患者（購入希望者）の適切なトリアージが極めて重要となっています。

そこで本会生涯学習委員会では、患者の主訴別に LQOTSFA による症状評価を基本とし、薬局での一般用医薬品および要指導医薬品販売に活用できる手引書を作成し、会員の皆様が利用しやすい環境を整備いたしました。

今回作成した手引書は、LQOTSFA に基づく症状評価と、それに対応する OTC および要指導医薬品の選定における参考資料としてご活用いただくことを目的としています。本手引書がすべてを網羅するものではなく、今後、現場での活用状況やご意見を踏まえ、随時改訂を行っていく予定です。

会員の皆様におかれましては、ぜひ本手引書をご活用いただき、改善点やご意見をお寄せいただければ幸いです。

【資材掲載場所】

熊本県薬剤師会ホームページ>会員向けページ>職能委員会ページ>一般用医薬品・セルフメディケーション関連資料

URL <https://www.kumayaku.or.jp/member/committee/work-ability/>

（会員ログイン後、該当ページをご確認ください）

公益社団法人熊本県薬剤師会 生涯学習委員会・職能委員会
担当副会長：藤井 憲一郎
担当常務理事/生涯学習委員会委員長：福島 ゆかり
担当常務理事/職能委員会委員長：橋本 広大
事務局：成松
〒860-0832 熊本市中央区萩原町 10-6
TEL:096-370-5800 FAX:096-370-5888